

タガが外れた連合

「同一労働同一賃金」にむけた改善を

「働き方改革法案」は衆議院で可決され、参議院に回されました。

「働き方改革」は、当初は「同一労働同一賃金」がさかんにいわれていましたが、法案審議では与党の側も積極的に触れません。本音です。

法案では、労働契約法20条は削除されました。それに代わって「パートタイム労働法」の条文に「短時間・有期雇用労働者」と有期雇用労働者を含めました。

労働契約法は民民契約、パートタイム労働法は強制法規です。パートタイム労働法案第八条は（不合理な待遇の禁止）、第九条は（通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止）です。しかし、事業主は訴訟等を回避するためある程度は是正しても、黙っていては実施しません。今、有期雇用労働者が均等知遇をもとめた労働契約法20条をめぐる各地で裁判を闘っています。その地平を引き継ぎ、要求・交渉して改善是正を迫っていかねばなりません。

連合・国民民主党100時間未満、立憲民主党80時間未満

それ以外の法案内容はどうでしょうか。

法案は、政府案のほかに5月8日に提出された立憲民主党案と国民民主党案があります。

高度プロフェッショナル制度については、政府案は導入です。立憲民主党、国民民主党案には盛り込まれていません。

過労死促進法といわれる制度が導入されたら発生する問題については改めていうまでもありません。使用者と労働者の労働契約の基本は賃金と時間です。しかし賃金額を条件として時間の規制をなくし、労働契約の根本を崩そうとしています。施行後、その管理、実態把握はどうなるのでしょうか。制度は、一旦導入されたら条件がなし崩的に緩和されていくのは労働者派遣法をみたら明らかです。

労働政策審議会では、高度プロフェッショナル制度をめぐるのは経営者側と労働者側は平行線をたどったままで終了しました。傍聴席から全国過労死を考える家族の会などが見守るなかで、さすが労働者側の連合委員も政府・使用者側にすり寄ることはできませんでした。

時間外労働の制限については、政府案と国民民主党案は月100時間未満、2～6か月平均80時間、年720時間です。立憲民主党案は月80時間未満、2～6か月、年720時間（休日労働含む）です。

政府案、国民民主党案は労働政策審議会の答申どおりです。休日労働の取り扱いはどうするのかなどが指摘されましたが改正はされていません。100時間未満は精神疾患の労災認定判断基準の数値です。労災認定を免れることができるから働かせてもかまわないというこのものです。これら連合の主張でもあります。労働安全衛生に関する連合の政策は厚労省と違う個所はほとんどありません。

昨年3月、連合会長と安倍首相との会談で「100時間」か「100時間未満」かの議論がおこなわれ、連合会長要求の「未満」が受けいられると、それが連合と民進党の主張にもなりました。国民民主党の案はそれを踏襲したものです。

立憲民主党の案は連合の主張から外れるものです。国民民主党との違いを示すという思いもありましたが、100時間は長すぎるという主張は労働組合のなかからも上がっていました。連合の主張通りにならないで独自に数値を検討したことは、これ以外の政策をふくめて今後に期待したいと思います。実際は80時間でも長すぎます。

政府案、立憲民主党案、国民民主党案はインターバル制度に関しても違います。

政府案は努力義務、立憲民主党案は少なくとも最短11時間の義務化、国民民主党案は義務化です。

裁量労働制については、政府案は対象業務拡大と規制強化を法案から削除しました。立憲民主党と国民民主党案は、導入要件の厳格化、健康確保措置の充実などの規制強化です。

罰則の強化については、政府案はなし、立憲民主党と国民民主党案は、残業規制違反は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に引き上げえ、インターバル制度も罰則の対象です。

連合は統制機関

「連合」をどう見たらいいのでしょうか。戦後の労働運動の幾つかの段階をへて到達した地平ですが、その評価はさまざまです。

連合は政権交代が可能となる自民党に代わるもう一つの政党、二大政党を叫び、その一翼を担うと宣言しました。連合は「数は力」と組織を統合して発足します。その一方で、「行かなかった者」「行けなかった者」を排除しました。

「行けなかった者」のなかに国鉄労働組合がいました。発足時は、国鉄の分割民営化がすすめられ、国労組合員が大量に首切れられようとしている最中で、その後1,047人が解雇されました。連合はこれを見殺しにしました。傘下の労働組合はそれに対して異論を発することもできませんでした。

政策集団を標榜しましたが、政府の公共交通の切り捨て、労働者の大量首切りに何の対案も打ち出せませんでしたし、その気もありませんでした。使用者と運命共同体の路線を推進するなかにあっては、支援・共闘する政党を自民党にとって代わる勢力の結集と位置付けても「第二自民党」としての役割しか果たせませんでした。労働者の首を守ろうとしない姿勢は、労働者が持つ様々な権利放棄につながっていきます。代わって進められたの

はトップからの労使協調と上位下達の指揮命令です。現場の労働者にとって、連合は統制機関でした。現場労働者の意識とは乖離が発生していきます。

労働者の権利や首を守らない労働組合に代わって1980年半ばから個人でも加入できる労働組合・ユニオン運動が活発になりました。ユニオンが行使する戦術は、いってしまえば連合が放棄した労働基準法・労働法制の厳格な遵守と履行です。頑なな使用者に対しては裁判闘争で判決の履行を認めさせました。日常的に何も活動しない連合傘下の労働組合員がそれによって雇用が守られてきたりしていました。また、判決等は企業、職場全体に影響を与えました。この間、労働者・労働組合守ってきたのはユニオン運動です。

「あの時反対しておけばよかった」といわなくてすむように

1990年代後半におこなわれた労基法改訂は、女性の深夜労働規制を廃止しました。ヨーロッパなどからは日本の長時間労働が批判され、貿易摩擦の原因にもなっていました。しかし法改正は逆に長時間労働を促進しました。

本来は、女性の深夜労働規制を廃止することに反対するだけではなく、その規制を男性労働者にも適用し長時間労働を防止する必要がありました。当時すでに社会的問題として「過労死」が登場していました。そうしたら今のような労死・過労自殺は防止され、時間外労働の制限100～80時間のような議論も必要なかったかもしれません。

2007年にホワイトカラーエグゼンプションが法制化されようとしたとき、それを阻止したのは大小さまざまな労働組合と市民が共闘した反対運動によってでした。連合の本音は反対ではありませんでした。

この時叫ばれたスローガンは「残業代ゼロ法案」反対でした。本当は残業代ゼロではなく、「残業ゼロ」法を目指すべきでした。

ホワイトカラーエグゼンプションの焼き直しである高度プロフェッショナル制度に連合は本気で反対ではありません。

この後、「あの時もっと高度プロフェッショナル制度」に反対しておけばよかったといわなくてすむように法案は絶対に撤回させなければなりません。

2009年、民主党政権が誕生しました。マニュアルにはヨーロッパ社会民主主義色が濃く盛り込まれていました。連合にとっては、自分たちが期待した政権を実現させたのですが、政権との間には政策的にはかなりの“乖離”がありました。政権とマニュアルは孤立していきました。その結果は、マニュアルを放棄し、政権の自民党の政策への歩み寄りです。

マニフェストのなかの、例えば子供手当の政策などが実行されていたなら、現在の貧困問題は少しは解消されていたと思われます。

さまざまな政策上の対立が表面化しました。その最大のものが沖縄の基地問題です。

連合から離れた独自の運動を

軍事産業を担う企業の労働組合は安保法制については国・企業と一体です。そのような労働組合は民主党とは距離を置きます。支持するのは自分たちの方針を掲げて主張する組織内候補だけです。企業と労働組合は社会のなかでの住みわけでしかありません。雇用が守られるなら、どのような仕事に携わっているかなどには関係ありません。このことは原子力発電においても同じです。そしてそれぞれの単産は、独自色を強めていきます。まともにはなくなります。

そのなかで発言力を持つのが、政府と一体となって政策を進める産業の労働組合です。現在においてはグローバル経済を推進する自動車総連や軍事産業に加担している基幹労連などです。そして、そこでの決定は、組織決定として民主党と政策協定を結び、議員の推薦母体として各議員にさまざまな足枷を加えてきました。

連合は、安保法制、反原発運動などには取り組まない組織になりました。それどころか選挙における推薦・支持のリトマス試験紙がこれらに対する姿勢です。

昨年秋の突然の衆議院解散で民進党は分裂します。連合幹部はそれに加担して議員を選別して希望の党を結集軸にしました。いわゆる“リベラル派”については排除というよりは政界からの追放を目論みました。しかし“リベラル派”は立憲民主党を立ち上げ、市民の支援をうけ、結果的に希望の党を上まわる勢力となりました。連合は望まない方が多数派となり、股裂きになります。

そこで希望の党と、立憲民主党に参加しなかった民進党を統合して国民民主党を結集し、立憲民主党を上まわる勢力を目指しました。しかし希望の党の頑強な保守勢力は加わず、不信感を持つ民進党からの合流もあり得ませんでした。またもや連合の目論見は外れます。国民民主党にイニシアティブがありません。しかも連合傘下の自治労、日教組、私鉄総連、情報労連は立憲民主党の支持を鮮明にします。連合のしがらみから解放されています。

立憲民主党は連合が掲げてきた時間外労働の制限月100時間未満に拘泥されることなく80時間未満を掲げました。連合というたがが外れると自由な議論ができます。それが現在の状況です。

しかし高度プロフェッショナル制度導入反対は両党同じです。その姿勢で共闘し、労働者の労働条件全体の改善に向けて競いあうことが労働者のためになります。それを期待します。働き方改革法案への対応だけでなく、連合から指示を受けない独自の運動を展開し、労働者・労働運動の分解、自立を促し、活性化していくことを期待したいと思います。